

様式1 07 財務省

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称(項)(目)(目細)	概算要求額(単位:千円)	提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
710010	特定道路建設促進公債の新設 ～「国」と「民間」と「自治体」との協働による工夫～	財政法第4条	公共事業関係費については、財政法第4条の規定により、毎年度、国会の議決を経た金額の範囲内で建設公債を発行して賄っているところ。	C	・歳入歳入一体改革を進める中で、新たな借金による事業費の増加は不適切であること ・公共事業関係費の大半が建設公債で賄われている中で、将来の事業費は新たな公債発行の担保とはなり得ず、不健全であること ・具体箇所の前倒し供用が可能ということであれば、毎年度、予算の重点化での対応を検討する必要があることから採り得ない。			1100010	特定道路建設促進公債の新設 ～「国」と「民間」と「自治体」との協働による工夫～	道路財源を支える制度の見直しを検討される中で、「財政支出は不変」「道路整備は促進」ということを念頭に、国の道路計画を基本として、引き続き必要な道路はしっかり整備していただくよう、特定道路建設促進公債の新設を提案する。	事業計画が既に明確に立てられている道路整備計画に関して、財政支出を当初計画どおりとして、なおかつ早期共用、早期完成をめざすため、整備計画の後半年度の支出分を担保として、特定公債として民間から資金調達して集中的に整備を行う。これにより支出計画にある後半年度の財政支出分を特定公債の償還に充てる。利息については、例えば建設により利益を受ける自治体が支払う。	昭和28年以来、道路整備を支えてきた「道路特定財源制度」は受益と負担の関係が明確な「合理性」と、道路利用者が全て負担するという「公平性」と、計画的な道路整備のための必要財源を確保する「安定性」を担保できる制度であり、国の計画的な道路整備を待ち望む地方都市にとっては、この制度の役割を非常に高く評価している。しかし、国の財政状況から道路特定財源の一部一般会計化が検討されているが、まだまだ地方の道路整備ニーズは非常に高い。本市は平成16年4月1日に合併し、京都市から直線で約90kmと、京都府の最北端の丹後半島に位置している。過疎化が心配される本市では、定住対策や観光振興による交流人口の増加、流通コストの軽減による産業振興など、道路整備はその生命線であり市民の悲願となっている。そのため、従来の「道路特定財源制度」の役割を担保するため、「特定道路建設促進公債」の新設を提案するものである。	京都府	京丹後市	財務省 国土交通省